

平成26年3月定例市議会議案集

(平成26年2月25日提出)

- 議案第69号 平成26年度延岡市一般会計予算 (別冊)
- 議案第70号 平成26年度延岡市国民健康保険特別会計予算 (別冊)
- 議案第71号 平成26年度延岡市食肉センター特別会計予算 (別冊)
- 議案第72号 平成26年度延岡市介護保険特別会計予算 (別冊)
- 議案第73号 平成26年度延岡市後期高齢者医療特別会計予算 (別冊)
- 議案第74号 平成26年度延岡市水道事業会計予算 (別冊)
- 議案第75号 平成26年度延岡市下水道事業会計予算 (別冊)
- 議案第76号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 議案第77号 延岡市税条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第78号 延岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定
- 議案第79号 延岡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第80号 延岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第81号 延岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第82号 延岡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第83号 市道の路線認定
- 議案第84号 平成25年度延岡市下水道事業会計資本剰余金の処分
- 議案第85号 専決処分の承認
- 報告第22号 専決処分の報告

議案第76号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別
紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(延岡市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 延岡市水道事業給水条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(延岡市都市公園条例の一部改正)

第2条 延岡市都市公園条例(昭和43年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第2の2有料公園施設使用料を次のように改める。

2 有料公園施設使用料

(1) 野球場

(単位：円)

施設名	区分		早朝	午前	午後	全日
			6時から 8時30分 まで	8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	8時30分 から17時 まで
西階野 球場	入場料 を徴収 しない 場合	一般	1,620	2,480	3,020	4,530
		児童・生徒	860	1,290	1,510	2,260
		職業野球	12,090			
	入場料 を徴収 する場 合	一般		9,720	12,960	19,440
		児童・生徒		4,860	6,480	9,720
		職業野球	入場料総額の100分の3とし、最低34,560円とする。			
妙田野 球場	一般		1,290	1,940	2,370	3,670
	児童・生徒		640	970	1,180	1,830

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額

附属設備

(単位：円)

場内放送設備	1試合	640
スコアボード	1試合	640
更衣室	1団体	430

シャワー	1 団体	1,180
会議室	1 回	430
照明施設	30分	4,320

備考 照明施設

使用期間 4月1日から10月31日まで

30分未満の端数は、30分とする。

(2) 陸上競技場

(単位：円)

区分		午前 8時30分から 12時まで	午後 12時から17時 まで	全日 8時30分から 17時まで
入場料を徴収し ない場合	一般	6,480	8,640	15,120
	児童・生徒	3,240	4,320	7,560
入場料を徴収す る場合	一般	24,840	29,160	54,000
	児童・生徒	12,420	14,580	27,000
個人で練習のため使用する場合 2時間につき		一般		210
		児童・生徒		100

備考 大会役員室、記録室及び選手控室を含む。

時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額

附属設備

(単位：円)

区分	午前 8時30分から 12時まで	午後 12時から17時 まで	全日 8時30分から 17時まで	夜間 17時から21時 まで
場内放送設備	1,290	1,940	3,240	1,510
大会議室	970	1,400	2,370	1,080
中会議室	640	970	1,620	750
小会議室	430	640	1,080	540
写真判定装置	7,020	9,180	16,200	7,560
合宿室	1人1泊につき			一般 860
				高校生 430
				小・中学生 320
	調理室を利用するときは、1人につき100円を加算する。			
シャワー	1人1回			100

合宿室を利用するときは、無料とする。

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額

附属器具

(西階陸上競技場)

器具名	単位	金額 (円)	
走高跳高度計	1 個		150
棒高跳高度計	1 個		150
ストップウォッチ	1 個		150
マラソン用親時計	1 個		900
ポール (グラスファイバー)	1 本		150
槍	1 本		60
円盤	1 個		60
砲丸	1 個		60
ハンマー	1 個		60
風向風速計	一式		150
走高跳用支柱	1 組		90
棒高跳用支柱	1 組		140
スターティングブロック	1 組		60
ハードル	1 個		30
3,000メートル障害物	一式		300
周回表示器	一式		150
走幅跳、三段跳距離表示器	一式		150
投てき用距離表示器	一式		150
バー	1 本		60
鋼製巻尺	1 個		150
天幕	1 組	小 160	大 640
バトン	1 本		30
決勝柱	1 組		150
計時員台	1 台		320
審判台	1 台		320
ハンマー、円盤投げ用囲い	1 組		640
セーフティマット	1 個		320
ハンドマイク	1 個		100

フィールド成績表示器	1台	150
得点板	1台	150
ビーチパラソル	1本	60
走幅跳、三段跳距離測定器	一式	150
フィールド用制限時間告知器	一式	150
黒板	1個	60
組合せ掲示板	1個	60
混成競技掲示板	1個	60
ライン引用装置及び塗料	一式	3,240

備考 トラック又はフィールドの専用使用に伴い、附属器具を使用する場合であって、当該附属器具の使用料の合計額が5,400円を超えるときは、5,400円とする。

(3) 補助グラウンド

(単位:円)

区分	午前 8時30分から12時 まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時 まで
一般	1,440	1,790	3,230
児童・生徒	720	890	1,610

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額
附属設備

(単位:円)

照明設備	1基30分につき	540
------	----------	-----

備考 30分未満の端数は、30分とする。

(4) 球技場

(単位:円)

区分	午前 8時30分から12時 まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時 まで
一般	970	1,180	2,150
児童・生徒	480	590	1,070

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額

(5) 庭球コート

(単位:円)

区分	9時から21時まで 1面1時間
一般	320
児童・生徒	160

附属設備

(単位:円)

シャワー	1人1回につき	100
照明設備	1面30分につき	200

備考 照明設備

30分未満の端数は、30分とする。

(6) 遊泳場

一般利用

(単位:円)

区分	1人1回につき	1 団体(30人以上)で入場する場合は、2割を減額する。
一般・高校生	160	2 回数券は、11枚とし、10回分の金額とする。
小・中学生	100	
乳幼児	50	

専用利用

(単位:円)

区分	9時から12時まで	12時から17時まで	入場料を徴収する場合は、左記の3倍とする。
25メートルプール	16,200		
50メートルプール	22,680	37,800	

備考 開設期間は、市長が別に定める。

(7) 弓道場

(単位:円)

区分		午前	午後	全日	夜間
		9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで	17時から21時まで
一般	個人	160	210	370	1時間につき 100
	団体	1,080	1,290	2,370	1時間につき 640
児童・生徒	個人	100	100	200	1時間につき 50
	団体	540	640	1,180	1時間につき 320

備考 1 的の張り替えは、使用者の負担とする。

2 団体は、20人以上とする。

付記 有料公園施設をその設置目的以外に使用する場合は、3割増とする。

(延岡市火災予防条例の一部改正)

第3条 延岡市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第9の3の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表4の項のエ中「82万円」を「83万円」に、「99万円」を「101万円」に、「110万円」を「112万円」に、「140万円」を「142万円」に、「164万円」を「166万円」に、「385万円」を「388万円」に、「509万円」を「510万円」に改め、同項のオ中「112万円」を「113万円」に、「133万円」を「134万円」に、「148万円」を「150万円」に、「212万円」を「214万円」に、「433万円」を「435万円」に改め、同表5の項のカ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表16の項のエ中「95万円」を「99万円」に、「165万円」を「172万円」に、「318万円」を「332万円」に、「389万円」を「406万円」に、「445万円」を「465万円」に改め、同表18の項のア中「41万円」を「43万円」に、「92万円」を「96万円」に、「116万円」を「121万円」に、「283万円」を「295万円」に、「347万円」を「362万円」に、「400万円」を「417万円」に改める。

(延岡市公民館条例の一部改正)

第4条 延岡市公民館条例（昭和52年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

社会教育センター使用料

使用時間帯 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
研修室1	2,910円	3,130円	3,450円	9,490円
研修室2	860円	1,080円	1,400円	3,340円
研修室3	860円	1,080円	1,400円	3,340円
研修室4	1,400円	1,620円	1,940円	4,960円
研修室5	2,160円	2,370円	2,700円	7,230円
研修室6	1,080円	1,290円	1,620円	3,990円
会議室1	750円	970円	1,290円	3,010円
会議室2	1,620円	1,830円	2,160円	5,610円
会議室3	1,080円	1,290円	1,620円	3,990円

和室	2,160円	2,590円	3,240円	7,990円
調理室	2,160円	2,370円	2,700円	7,230円

別表第2中「680円」を「700円」に、「890円」を「910円」に改める。

(延岡市食肉センター設置条例の一部改正)

第5条 延岡市食肉センター設置条例（昭和53年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「630円」を「640円」に、「520円」を「540円」に改める。

(延岡市体育館条例の一部改正)

第6条 延岡市体育館条例（昭和54年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 延岡市民体育館使用料

				使用時間	午前	午後	夜間	全日
				9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	
全 面 使 用	本 館	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を徴収しない場合	小中学生	1,400円	2,160円	4,210円	7,770円
				高校生	2,160円	2,800円	5,610円	10,570円
				一般	2,800円	4,210円	8,420円	15,430円
			入場料を徴収する場合	小中学生	4,210円	6,260円	12,630円	23,100円
				高校生	6,370円	8,420円	16,840円	31,630円
				一般	9,070円	13,600円	27,210円	49,880円
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合		32,400円	48,600円	97,200円	178,200円
	入場料を徴収する場合			64,800円	97,200円	194,400円	356,400円	
	別 館	アマチュ アスポー	入場料を徴収しない場合	小中学生	750円	1,400円	2,160円	4,310円
				高校生	1,400円	2,160円	2,800円	6,360円

	ツに使用する場合	い場合	一般	2,160円	2,800円	4,210円	9,170円
		入場料を徴収する場合	小中学生	2,160円	4,210円	6,370円	12,740円
			高校生	4,210円	6,370円	8,420円	19,000円
			一般	6,800円	9,070円	13,600円	29,470円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		24,300円	32,400円	48,600円	105,300円
		入場料を徴収する場合		48,600円	64,800円	97,200円	210,600円
部分使用	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合			全面使用の使用料の100分の50に相当する額			
	競技場の3分の1未満の部分を使用する場合			全面使用の使用料の100分の40に相当する額			
	一般公開日における個人使用の場合	小中学生	50円	50円	50円	150円	
		高校生	100円	100円	100円	300円	
一般		210円	210円	210円	630円		
備考							
<p>(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間（1時間以内に限る。）の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。）につき夜間の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場合（アに掲げる場合を除く。）における当該全日の使用時間外の時間 1時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>(3) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。</p>							
設備器具	バレーボール		1組1回につき			270円	
	バスケットボール		1組1回につき			270円	
	バドミントン		1組1回につき			270円	

卓球	1組1回につき	270円
テニス	1組1回につき	270円
ハンドボール	1組1回につき	270円
トレーニング器具	1人1回につき	100円
シャワー	1人1回につき	100円
電光表示盤	1組1回につき	700円
放送設備	1回につき	1,620円
フロアシート	1枚1回につき	100円
冷房設備	入場料を徴収しない場合	1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき 2,060円
	入場料を徴収する場合	1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき 5,150円

2 延岡市大武体育館使用料

使用区分				使用時間				
				午前 9時から 12時まで	午後 12時から 17時まで	夜間 17時から 22時まで	全日 9時から 22時まで	
競技場	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	小中学生	1,080円	1,400円	1,720円	4,200円
				高校生	1,400円	1,720円	2,160円	5,280円
				一般	1,720円	2,160円	2,800円	6,680円
		入場料を徴収する場合	小中学生	4,210円	5,610円	7,020円	16,840円	
			高校生	5,610円	7,020円	8,420円	21,050円	
			一般	7,020円	8,420円	9,820円	25,260円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	16,200円	24,300円	32,400円	72,900円		
		入場料を徴収する場合	32,400円	48,600円	64,800円	145,800円		
	部	一般公開日に		小中学生	50円	50円	50円	150円

分 使 用	おける個人使 用の場合	高校生	100円	100円	100円	300円
		一般	210円	210円	210円	630円
集 会 所	研修室 A		1 時間に つき	430円	1 時間に つき	540円
	研修室 B		1 時間に つき	430円	1 時間に つき	540円
	調理実習室		1 時間に つき	160円	1 時間に つき	210円
備考						
<p>(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間（1時間以内に限る。）の競技場の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の競技場の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。）につき夜間の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場合（アに掲げる場合を除く。）における当該全日の使用時間外の時間 1時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額</p> <p>(3) 次に掲げる時間の集会所の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 夜間の使用料の額</p> <p>イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場合（アに掲げる場合を除く。）における当該全日の使用時間外の時間 午前の使用料の額</p> <p>(4) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。</p>						
設備器具	バレーボール		1組1回につき		270円	
	バスケットボール		1組1回につき		270円	
	バドミントン		1組1回につき		270円	
	卓球		1組1回につき		270円	

テニス	1組1回につき	270円
放送設備	1回につき	1,080円
フロアシート	1枚1回につき	100円
冷暖房設備(研修室のみ)	1時間につき	430円

3 延岡市北方勤労者体育センター使用料

使用区分			使用時間				
			午前 9時から 12時まで	午後 12時から 17時まで	夜間 17時から 22時まで	全日 9時から 22時まで	
全面 使用 する場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	小中学生	620円	1,030円	1,030円	2,680円
		入場料を 徴収する 場合	高校生	860円	1,420円	1,420円	3,700円
			一般	1,240円	2,060円	2,060円	5,360円
	小中学生		1,240円	2,060円	2,060円	5,360円	
	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を 徴収する 場合	高校生	1,710円	2,840円	2,840円	7,390円
			一般	2,470円	4,110円	4,110円	10,690円
入場料を徴収しな い場合			14,250円	23,740円	23,740円	61,730円	
部 分 使 用	競技場の3分の1未満の部分 を使用する場合		全面使用の使用料の100分の35に相当する 額				
	競技場の3分の2未満の部分 を使用する場合		全面使用の使用料の100分の70に相当する 額				
備考							
<p>(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間(1時間以内に限る。)の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。)につき夜間の使用料の5分の1に相当する額</p>							

イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場
合(アに掲げる場合を除く。)における当該全日の使用時間外の時間 1
時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額

(3) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収
する。

4 延岡市北浦体育館使用料

使用時間			午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで
アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料を徴 収しない場 合	小中学生	210円	370円	1,180円	1,760円
		高校生	330円	570円	1,790円	2,690円
		一般	480円	820円	2,590円	3,890円
	入場料を徴 収する場合	小中学生	3,340円	5,580円	17,830円	26,750円
		高校生	4,620円	7,680円	24,600円	36,900円
		一般	6,690円	11,140円	35,640円	53,470円
アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	入場料を徴収しない 場合		8,930円	14,940円	47,730円	71,600円
	入場料を徴収する場 合		11,160円	18,750円	59,830円	89,740円

備考

(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場
合における当該超えて使用す
る時間(1時間以内に限る。)の使用料は、当該使用許可を受けた時間の
使用料の5分の1に相当する額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の使用料は、それぞれに定め
る額とする。

ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場
合における当該全日の使用時間外の時間 1時間(1時間未満の端数は、
1時間とする。イにおいて同じ。)につき夜間の使用料の5分の1に相
当する額

イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場
合(アに掲げる場合を除く。)における当該全日の使用時間外の時間 1
時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額

(3) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収
する。

5 延岡市北川体育館使用料

使用区分				使用時間		午前	午後	夜間	全日
				9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで		
競技場 使用	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場 合	入場料を徴収しない場 合	小中学生	960円	1,590円	1,590円	4,140円	
				高校生	1,310円	2,200円	2,200円	5,710円	
				一般	1,920円	3,190円	3,190円	8,300円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場 合	入場料を徴収する場 合	小中学生	1,920円	3,190円	3,190円	8,300円		
			高校生	2,640円	4,400円	4,400円	11,440円		
			一般	3,830円	6,380円	6,380円	16,590円		
部分使用	競技場の2分の1未満の部 分を使用する場合	入場料を徴収しない場 合	22,070円	36,790円	36,790円	95,650円			
		入場料を徴収する場 合	44,160円	73,600円	73,600円	191,360円			
別館	卓球室			1組1時間につき		210円			
	トレーニングルーム			1人1時間につき		210円			
	ミーティングルーム			1時間につき		210円			
備考									
<p>(1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間（1時間以内に限る。）の競技場の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の競技場の使用料は、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場 合における当該全日の使用時間外の時間 1時間（1時間未満の端数は、 1時間とする。イにおいて同じ。）につき夜間の使用料の5分の1に相 当する額</p> <p>イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場</p>									

合(アに掲げる場合を除く。)における当該全日の使用時間外の時間 1 時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額

- (3) 全日の使用時間外の時間の別館の使用料は、全日の使用料の額とする。
 (4) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。

6 延岡市東海体育館使用料

使用区分			使用時間		午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで		
全 面 使 用 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料を 徴収しな い場合	小中学生	830円	1,080円	1,400円	3,310円	
			高校生	1,080円	1,400円	1,720円	4,200円	
			一般	1,400円	1,720円	2,160円	5,280円	
	アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	入場料を 徴収する 場合	小中学生	3,240円	4,210円	5,610円	13,060円	
			高校生	4,210円	5,610円	7,020円	16,840円	
			一般	5,610円	7,020円	8,420円	21,050円	
部 分 使 用	一般公開日における 個人使用の場合	小中学生	50円	50円	50円	150円		
		高校生	100円	100円	100円	300円		
		一般	210円	210円	210円	630円		

備考

- (1) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間(1時間以内に限る。)の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の使用料は、それぞれに定める額とする。
- ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。)につき夜間の使用料の5分の1に相当する額
- イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場

合(アに掲げる場合を除く。)における当該全日の使用時間外の時間 1
時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額

(3) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。

(延岡勤労者体育センター条例の一部改正)

第7条 延岡勤労者体育センター条例(昭和55年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

使用時間				午前	午後	夜間	全日
				9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで
全 面 使 用 区 分	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	入場料を 徴収しな い場合	雇用保険の 被保険者	1,400円	1,830円	2,260円	5,490円
			小中学生	1,400円	1,830円	2,260円	5,490円
			高校生	1,830円	2,260円	2,800円	6,890円
			一般	2,260円	2,800円	3,560円	8,620円
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	入場料を 徴収する 場合	雇用保険の 被保険者	4,210円	5,610円	7,020円	16,840円
			小中学生	4,210円	5,610円	7,020円	16,840円
			高校生	5,610円	7,020円	8,420円	21,050円
			一般	7,020円	8,420円	9,820円	25,260円
	部 分 使 用	一般公開日におけ る個人使用の場合	雇用保険 の被保険 者及び小 中高生	100円	100円	100円	300円
			一般	210円	210円	210円	630円
備考							

- (1) 一般公開日における個人使用の場合を除き、競技場の2分の1未満の部分を使用する場合の使用料は、全面使用の場合の使用料の2分の1に相当する額とする。
- (2) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合における当該超えて使用する時間（1時間以内に限る。）の使用料は、当該使用許可を受けた時間の使用料の5分の1に相当する額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる時間の使用料は、それぞれに定める額とする。
- ア 夜間の使用時間から引き続いて全日の使用時間外の時間に使用する場合における当該全日の使用時間外の時間 1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。イにおいて同じ。）につき夜間の使用料の5分の1に相当する額
- イ 全日の使用時間外の時間から引き続いて午前の使用時間に使用する場合（アに掲げる場合を除く。）における当該全日の使用時間外の時間 1時間につき午前の使用料の5分の1に相当する額
- (4) 附属設備以外の設備について電気を使用する場合は、実費相当額を徴収する。

設備器具	バレーボール	1組1回につき	270円
	バスケットボール	1組1回につき	270円
	バドミントン	1組1回につき	270円
	卓球	1組1回につき	270円
	トレーニング器具	1人1回につき	100円
	放送設備	1回につき	1,080円

（延岡市公会堂「野口記念館」条例の一部改正）

第8条 延岡市公会堂「野口記念館」条例（昭和56年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1ホール利用料金中「7,450」を「7,660」に、「13,230」を「13,600」に、「17,320」を「17,820」に、「9,760」を「10,040」に、「20,790」を「21,380」に、「11,230」を「11,550」に、「19,840」を「20,410」に、「25,930」を「26,670」に、「14,700」を「15,120」に、「31,180」を「32,070」に、「13,440」を「13,820」に、「23,830」を「24,510」に、「17,640」を「18,140」に、「37,380」を「38,440」に、「15,010」を「15,440」に、「26,560」を「27,320」に、「34,650」を「35,640」に、「19,630」を「20,190」に、「41,580」を「42,760」に改め、同表の2附属設備及び備品利用料金中「730」を「750」に、「520」を「540」に、「150」

を「160」に、「1,050」を「1,080」に、「1,570」を「1,620」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「5,250」を「5,400」に、「310」を「320」に改め、同表の3冷暖房設備利用料金中「3,150円」を「3,240円」に改める。

(延岡市市民会館「内藤記念館」条例の一部改正)

第9条 延岡市市民会館「内藤記念館」条例(昭和56年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,680」を「1,720」に、「2,100」を「2,160」に、「2,520」を「2,590」に、「2,940」を「3,020」に改める。

(延岡市道路占用料徴収条例の一部改正)

第10条 延岡市道路占用料徴収条例(昭和56年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(延岡市舞野地区多目的研修センター条例の一部改正)

第11条 延岡市舞野地区多目的研修センター条例(昭和57年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,570」を「1,620」に、「2,620」を「2,700」に、「3,150」を「3,240」に、「7,340」を「7,560」に、「310円」を「320円」に、「420円」を「430円」に、「260円」を「270円」に改める。

(延岡市須美江家族旅行村条例の一部改正)

第12条 延岡市須美江家族旅行村条例(昭和59年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の1施設ケビンの項中「8,400円」を「8,640円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に改め、同表の1施設台付テントの項中「1,360円」を「1,400円」に改め、同表の1施設オートキャンプ場の項中「3,150円」を「3,240円」に改め、同表の1施設テニスコートの項中「520円」を「540円」に改め、同表の1施設パターゴルフ場の項中「520円」を「540円」に、「310円」を「320円」に改め、同表の1施設水族館の項中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表の1施設森林レクリエーション宿泊施設の項中「1,570円」を「1,620円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同表の1施設バーベキュー施設の項中「520円」を「540円」に改め、同表の2器具中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「200円」を「210円」に、「500円」を「510円」に改める。

(延岡市中小企業振興センター条例の一部改正)

第13条 延岡市中小企業振興センター条例(昭和59年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「7,560」を「7,770」に、「12,600」を「12,960」に、「1,050」を「1,080」に、「2,310」を「2,370」に、「3,880」を「3,990」に、「310」を「320」に、「940」を「970」に、「1,570」を「1,620」に、「150」を「160」に、「3,360」を「3,450」に、「5,670」を「5,830」に、「470」を「480」に、「1,470」を「1,510」に、「2,410」を「2,480」に改める。

(延岡総合文化センター条例の一部改正)

第14条 延岡総合文化センター条例（昭和60年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の1 ホール及び展示室利用料金（備考を除く。）を次のように改める。

1 ホール及び展示室利用料金

(単位：円)

施設名	使用時間帯	使用区分	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	入場料を徴収しないとき	平日	14,040	24,840	32,400	71,280
		土曜日	18,360	32,400	38,880	89,640
		日曜日 休日				
	1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	21,060	37,260	48,600	106,920
		土曜日	27,540	48,600	58,320	134,460
		日曜日 休日				
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	25,270	44,710	58,320	128,300
		土曜日	33,040	58,320	69,980	161,340
		日曜日 休日				
	3,000円以上の入場料を徴収するとき 又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する とき	平日	28,080	49,680	64,800	142,560
		土曜日	36,720	64,800	77,760	179,280
		日曜日				
休日						
小	入場料を徴収しないとき	平日	3,780	5,940	7,560	17,280

ホ ー ル	いと き	土曜日	4,860	7,020	9,390	21,270
		日曜日				
		休日				
	1,000円未満の入場 料を徴収するとき	平日	5,610	8,850	11,340	25,800
		土曜日	7,230	10,470	14,040	31,740
		日曜日 休日				
	1,000円以上の入場 料を徴収するとき	平日	6,800	10,690	13,600	31,090
		土曜日	8,740	12,630	16,840	38,210
		日曜日 休日				
	商品の宣伝、展示、 販売等営利を目的 として使用する とき	平日	7,560	11,880	15,120	34,560
土曜日		9,720	14,040	18,790	42,550	
日曜日 休日						
展 示 室 1	入場料を徴収しな いと き	平日	2,700	3,880	4,640	11,220
		土曜日	3,240	4,860	5,720	13,820
		日曜日 休日				
	入場料を徴収する とき	平日	3,990	5,830	6,910	16,730
		土曜日	4,860	7,230	8,530	20,620
		日曜日 休日				
	商品の宣伝、展示、 販売等営利を目的 として使用する とき	平日	5,400	7,770	9,280	22,450
		土曜日	6,480	9,720	11,440	27,640
		日曜日 休日				
	展 示 室 2	入場料を徴収しな いと き	平日	5,180	7,560	9,180
土曜日			6,480	9,390	11,340	27,210
日曜日 休日						
入場料を徴収する とき		平日	7,770	11,340	13,710	32,820
		土曜日 日曜日	9,720	14,040	16,950	40,710

	休日				
商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用するとき	平日	10,360	15,120	18,360	43,840
	土曜日	12,960	18,790	22,680	54,430
	日曜日				
	休日				

別表の2 附属施設利用料金（備考を除く。）を次のように改める。

2 附属施設利用料金

（単位：円）

施設名		使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
楽屋	楽屋1		430	540	640	1,610
	楽屋2		430	540	640	1,610
	楽屋3		750	970	1,080	2,800
	楽屋4		2,050	2,590	2,800	7,440
	楽屋5		970	1,290	1,400	3,660
	楽屋6		430	540	640	1,610
練習室			2,260	3,020	3,560	8,840
会議室1			1,080	1,290	1,620	3,990
会議室2			1,080	1,290	1,620	3,990
視聴覚室			1,620	1,940	2,260	5,820
研修室			1,830	2,480	3,450	7,760
交流室			1,290	1,620	2,160	5,070

別表の3 冷暖房利用料金（備考を除く。）を次のように改める。

3 冷暖房利用料金

（単位：円）

区分	冷房（1時間当たり）	暖房（1時間当たり）
大ホール	4,860	3,240
小ホール	2,160	1,400
展示室1	1,080	640
展示室2		
練習室		
会議室1	320	210

会議室 2	
視聴覚室	
研修室	
交流室	

別表の 4 附属設備及び備品利用料金（備考を除く。）を次のように改める。

4 附属設備及び備品利用料金

(単位：円)

区分	品名	単位	大ホール	小ホール	その他
舞台 設備	所作台（開丁場、框を含む。）	一式	6,480	3,240	
	花道所作台	一式	1,080		
	松羽目（バトンを含む。）	一式	2,160		
	竹羽目（支木を含む。）	一式	2,160		
	平台	1 枚	160		
	鳥屋囲い（揚幕を含む。）	一式	540		
	御幕口囲い	一式	100		
	臆病口囲い	一式	100		
	金屏風	1 双	2,160		
	銀屏風	1 双	2,160		
	地がすり	一式	1,620		
	緋毛仙	1 枚	210		
	上敷	1 枚	210		
	長布団	1 枚	210		
	バレーシート	一式	3,240		
	大黒幕（バトンを含む。）	1 枚	1,080		
	暗天幕（バトンを含む。）	1 枚	1,080		
	紗幕（バトンを含む。）	1 枚	1,080		
	定式幕（バトンを含む。）	1 枚	540		
	中ホリゾン幕（バトンを含む。）	1 枚	860		
ジョーゼット幕（バトンを含む。）	1 枚	1,620			
仮設幕（バトンを含む。）	1 枚	540			
紅白幕（バトンを含む。）	1 枚	540			

野遠見（バトンを含む。）	一式	1,080		
町家（バトンを含む。）	一式	1,080		
バトン	1列	210	160	
迫り（大）	一式	2,700		
迫り（小）	一式	1,080		
オーケストラピット	一式	5,400		
音響反射板（天井ライトを含む。）	一式	6,480		
指揮台	1台	320		
指揮者用譜面台	1台	100		
演奏者用譜面台	1台	50		
譜面灯	1台	50		
コントラバス用椅子	1脚	100		
蹴込	一式	540		
開き足	1台	50		
箱足	1台	30		
階段	1台	210		
金支木	1本	30		
木支木	1本	30		
人形立	1本	30		
めくり立	1台	100		
めくり台	1台	100		
雪かご（バトンを含む。）	一式	430		
振落し装置	一式	210		
姿見	1台	320		
演台（花台を含む。）	1台	540		
司会者台	1台	210		
ボーダーライト	1列	1,080	540	
アッパーホリゾンライト	1列	2,160	540	
ローアホリゾンライト	1列	1,620	540	
フットライト	1列	430	210	
花道フットライト	1列	210		
第1シーリングスポットライ	1列	3,240	1,080	

	ト			
	第2シーリングスポットライト	1列	2,700	
	第1フロントサイドスポットライト	一式	1,620	750
	第2フロントサイドスポットライト	一式	1,620	
	ピンスポットライト	1台	1,620	1,080
	スポットライト0.5KW	1台	160	160
	スポットライト1.0KW	1台	210	210
	スポットライト1.5KW	1台	270	270
	スポットライト2.0KW	1台	320	320
	ストリップライト	1組	100	
	エフェクトマシーン(波エフェクトを含む。)	一式	1,510	
	ミラーボール	1台	860	
	サスペンションフライダクト	1列	430	320
	固定トーマンタル	一式	430	
	可動タワー	一式	430	
	昇降タワー	一式	430	
	スタンド	1本	100	
	フィルター(全紙)	1枚	50	50
音響設備	音響及び拡声装置(調整卓、プロセニアムスピーカー、フロントスピーカー)	一式	3,240	1,620
	ステージサイドスピーカー	一式	1,080	540
	はね返りスピーカー	一式	540	540
	オープン式テープレコーダー	1台	1,080	
	カセット式テープレコーダー	1台	1,080	
	レコードプレーヤー	1台	1,080	540
	コンパクトディスク・ミニディスクプレーヤー	1台	540	540
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	540	540

	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,290	750	
	コンデンサーマイクロフォン	1本	860		
	ダイナミックマイクロフォン A	1本	860		
	ダイナミックマイクロフォン B	1本	540	320	
	エレベーターマイク装置	一式	750		
	三点式吊マイク装置	一式	640		
	スタンド	1本	100	100	
	可搬型音響調整卓	一式	1,620		
	音響装置持込料	一式	2,160		
その他	映写機 16ミリ	1台	4,320	2,160	
	スクリーン	一式	1,080		
	映写機持込料	一式	1,080		
	ピアノ (スタインウェイ)	1台	10,800	10,800	
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-X2)	1台	5,400	5,400	
	ピアノ (ヤマハCFⅢ)	1台	5,400	5,400	
	ピアノ (ヤマハC5B)	1台			練習室 2,160
	テレビ中継料	1回	10,800		
	ラジオ中継料	1回	5,400		
	録音録画料 (放送以外)	1回	3,240		
	特殊電源	1回	1,080		
	シャワー室	1回	540		
	持込器具	1KW	210		
	折りたたみ椅子	1脚	30		
	折りたたみ机	1脚	100		
	移動式パネル板	1台	100		
	練習室音響機器	一式			練習室 1,080
	展示用ショーケース	1台	210	210	
	スライド映写機0.5KW	一式	540	540	
	スライド映写機1.0KW	一式	2,160	2,160	

オーバーヘッドプロジェクター ー（附属スクリーンを含む。）	一式	1,080	1,080	
プロジェクター	1台	4,320	4,320	
展示室音響機器	一式			展示室1及 び展示室2 1,080

（延岡市農産加工研修センター条例の一部改正）

第15条 延岡市農産加工研修センター条例（昭和62年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,260円」を「1,290円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「2,940円」を「3,010円」に、「520円」を「540円」に、「630円」を「640円」に、「1,150円」を「1,180円」に改める。

別表第2中「150円」を「160円」に改める。

（延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡条例の一部改正）

第16条 延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡条例（平成5年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「500円」を「510円」に改める。

別表第3中「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に改める。

（延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第17条 延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,000円」を「5,140円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「269円」を「277円」に改める。

（カルチャープラザのべおか条例の一部改正）

第18条 カルチャープラザのべおか条例（平成8年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「第11条関係、カルチャー施設使用料」を「第11条関係」に改め、同表第1項（備考を除く。）を次のように改める。

1 施設使用料

(1) ホール使用料

施設名	使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
-----	-------	----	----	----	----

			午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
多目的 ホール	移動 座席 を 使 用 す る と き	入場料を徴収 しないとき	6,480円	8,640円	10,800円	25,920円
		1,000円未満の 入場料を徴収 するとき	9,720円	12,960円	16,200円	38,880円
		1,000円以上の 入場料を徴収 するとき	11,660円	15,550円	19,440円	46,650円
	移動 座席 を 使 用 し な い と き	入場料を徴収 しないとき	1,940円	2,590円	3,240円	7,770円
		1,000円未満の 入場料を徴収 するとき	2,910円	3,880円	4,860円	11,650円
		1,000円以上の 入場料を徴収 するとき	3,560円	4,750円	5,940円	14,250円
ハーモ ニーホ ール	入場料を徴収しない とき		3,240円	4,320円	5,400円	12,960円
	1,000円未満の入場 料を徴収するとき		4,860円	6,480円	8,100円	19,440円
	1,000円以上の入場 料を徴収するとき		5,830円	7,770円	9,720円	23,320円

(2) ギャラリー使用料

施設名	使用時間帯	午前	午後	全日
		午前 9 時～正 午	正午～午後 5 時	午前 9 時～午 後 5 時
アート ギャラ リー	入場料を徴収しないとき	2,910円	4,860円	7,770円
	入場料を徴収するとき	4,530円	7,560円	12,090円
フリー スパー	入場料を徴収しないとき	1,290円	2,160円	3,450円

ス	入場料を徴収するとき	1,940円	3,240円	5,180円
---	------------	--------	--------	--------

(3) 音楽スタジオ使用料

施設名	使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
音楽スタジオ 1		970円	1,290円	1,620円	3,880円
音楽スタジオ 2		640円	860円	1,080円	2,580円

別表第 3 項を次のように改める。

3 附属設備及び備品使用料

名称	単位	使用料	備考
ロアーホリゾントライト	1 列	210円	多目的ホール
ボーダーライト	1 列	540円	多目的ホール
アッパーホリゾントライト	1 列	540円	多目的ホール
サスペンションライト	1 列	1,290円	多目的ホール
ピンスポットライト	1 台	1,080円	多目的ホール
スポットライト	1 列	540円	ハーモニーホール
音響及び拡声装置	一式	1,080円	多目的ホール及びハーモニーホール
16ミリ映写機	1 台	1,080円	ハーモニーホール
ビデオプロジェクター	1 台	2,160円	ハーモニーホール（映像送出機器を含む。）
ピアノ（ヤマハ C 7）	1 台	2,160円	ハーモニーホール
持込器具	1 KW	210円	

備考

- 1 使用料は、午前、午後及び夜間の各使用時間帯をそれぞれ 1 回として計算するものとし、午前及び午後の使用時間帯、午後及び夜間の使用時間帯又は午前、午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用する場合には、当該使用時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 午前、午後及び夜間の使用時間帯を超過して使用する場合（1 時間以内に限る。）の使用料は、この表に定める使用料に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。

（延岡市自動車駐車場条例の一部改正）

第 19 条 延岡市自動車駐車場条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「5,000円」を「5,150円」に改める。

(延岡市下水道条例の一部改正)

第20条 延岡市下水道条例（平成10年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(延岡市高齢者コミュニティセンター条例の一部改正)

第21条 延岡市高齢者コミュニティセンター条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,020円」に改める。

(延岡市夜間急病センター条例の一部改正)

第22条 延岡市夜間急病センター条例（平成16年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に改める。

(延岡市立島浦診療所条例の一部改正)

第23条 延岡市立島浦診療所条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「3,880円」を「3,990円」に改める。

(延岡市島野浦島開発総合センター条例の一部改正)

第24条 延岡市島野浦島開発総合センター条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,500円」を「4,600円」に、「6,000円」を「6,100円」に、「11,000円」を「11,300円」に改める。

(延岡市家畜排せつ物処理センター条例の一部改正)

第25条 延岡市家畜排せつ物処理センター条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,500円」を「2,580円」に改める。

(延岡市下鹿川林業者健康増進用建物条例の一部改正)

第26条 延岡市下鹿川林業者健康増進用建物条例（平成18年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に改める。

(延岡市農産物直売・食材供給施設条例の一部改正)

第27条 延岡市農産物直売・食材供給施設条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,030円」に、「100,000円」を「102,900円」に改める。

(延岡市自然休養村センター条例の一部改正)

第28条 延岡市自然休養村センター条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表の1会議、休憩等のため使用する場合中「1,260円」を「1,290円」に、「1,990円」を「2,050円」に、「630円」を「640円」に、「840円」を「860円」に、「420円」を「430円」に改め、同表の2宿泊のため使用する場合中「840円」を「860円」に、「1,990円」を「2,050円」に、「3,150円」を「3,240円」に改める。

(延岡市生活改善センター条例の一部改正)

第29条 延岡市生活改善センター条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第15条第2項中「600円」を「610円」に改める。

(延岡市北方中部地区集落センター条例の一部改正)

第30条 延岡市北方中部地区集落センター条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「600円」を「610円」に改める。

(延岡市北浦漁業センター条例の一部改正)

第31条 延岡市北浦漁業センター条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,260円」を「1,290円」に、「1,990円」を「2,050円」に、「630円」を「640円」に、「840円」を「860円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に改める。

(延岡市E T Oランド速日の峰条例の一部改正)

第32条 延岡市E T Oランド速日の峰条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設中「5,000円」を「5,140円」に、「3,300円」を「3,390円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「3,800円」を「3,900円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「500円」を「510円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「800円」を「820円」に、「18,000円」を「18,510円」に改め、同表の2器具中「500円」を「510円」に改める。

(延岡市浜木綿村条例の一部改正)

第33条 延岡市浜木綿村条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「14,700円」を「15,120円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「24,150円」を「24,840円」に、「3,780円」を「3,880円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「450円」を「460円」に、「525円」を「540円」に、「315円」を「320円」に、「4,410円」を「4,530円」に、「6,615円」を「6,800円」に、「8,820円」を「9,070円」に、「19,845円」を「20,410円」に、「892円」を「910円」に、「682円」を「700円」に、「472円」を「480円」に改める。

別表第2中「525円」を「540円」に、「315円」を「320円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「840円」を「860円」に改める。

(延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場条例の一部改正)

第34条 延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設中「9,000円」を「9,250円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に改める。

(延岡市北浦老人福祉館条例の一部改正)

第35条 延岡市北浦老人福祉館条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「720円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「500円」を「510円」に、「750円」を「770円」に改める。

(延岡市北方健康福祉センター条例の一部改正)

第36条 延岡市北方健康福祉センター条例（平成18年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「610円」に、「500円」を「510円」に改める。

(延岡市北浦保健福祉センター条例の一部改正)

第37条 延岡市北浦保健福祉センター条例（平成18年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「720円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「500円」を「510円」に改める。

(延岡市北方南部地区体育館条例の一部改正)

第38条 延岡市北方南部地区体育館条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第9条関係）

	使用時間	午前	午後	夜間	全日
--	------	----	----	----	----

使用区分			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで
アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料を徴 収しない場 合	小中学生	620円	1,030円	1,030円	2,680円
		高校生	860円	1,420円	1,420円	3,700円
		一般	1,240円	2,060円	2,060円	5,360円
	入場料を徴 収する場合	小中学生	1,240円	2,060円	2,060円	5,360円
		高校生	1,710円	2,840円	2,840円	7,390円
		一般	2,470円	4,110円	4,110円	10,690円
アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	入場料を徴収しない 場合		14,250円	23,740円	23,740円	61,730円
	入場料を徴収する場 合		28,500円	47,480円	47,480円	123,460円

(延岡市北方運動公園条例の一部改正)

第39条 延岡市北方運動公園条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表の1多目的グラウンド使用料中「1,250円」を「1,290円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「2,500円」を「2,580円」に、「4,250円」を「4,380円」に、「630円」を「640円」に、「880円」を「900円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「5,000円」を「5,150円」に、「8,500円」を「8,750円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「1,760円」を「1,810円」に、「4,260円」を「4,390円」に改め、同表の2テニスコート使用料、相撲場使用料及びシャワー室使用料中「300円」を「310円」に、「150円」を「160円」に、「600円」を「620円」に改める。

(延岡市北浦運動公園条例の一部改正)

第40条 延岡市北浦運動公園条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の1延岡市北浦グラウンド使用料中「1,160円」を「1,190円」に、「1,620円」を「1,670円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「3,930円」を「4,040円」に、「580円」を「600円」に、「810円」を「840円」に、「1,970円」を「2,030円」に、「2,320円」を「2,380円」に、「3,240円」を「3,330円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「7,860円」を「8,080円」に、「3,940円」を「4,050円」に、「2,360円」を「2,430円」に改め、同表の2延岡市北浦ふれあいテニスコート使用料中「510円」を「520円」に、「260円」を「270円」に、「1,020円」を「1,050円」に、「520円」を「540円」に改め、同表の3延岡市北浦海

浜運動公園使用料中「1,470円」を「1,510円」に、「2,060円」を「2,120円」に、「2,940円」を「3,020円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「740円」を「760円」に、「1,030円」を「1,060円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「4,120円」を「4,240円」に、「5,880円」を「6,040円」に、「10,000円」を「10,280円」に改める。

(延岡市北方ふれあい交流センター条例の一部改正)

第41条 延岡市北方ふれあい交流センター条例（平成18年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「1,000円」を「1,030円」に改める。

(延岡市北方文化センター条例の一部改正)

第42条 延岡市北方文化センター条例（平成18年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 文化センター使用料

(単位：円)

施設名	使用時間帯		午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	使用区分					
コミュニティホール	入場料を徴収しないとき	平日	4,620	6,170	7,710	18,510
		土・日・休日	4,620	6,170	7,710	18,510
コミュニティホール	営利目的以外で入場料を徴収するとき	平日	9,250	12,340	15,420	37,020
		土・日・休日	10,280	14,400	18,510	43,200
コミュニティホール	営利目的で1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	12,340	16,450	20,570	49,370
		土・日・休日	14,440	19,540	24,680	58,620
コミュニティホール	営利目的で1,000円以上の入場料を徴収するとき	平日	13,880	18,510	23,140	55,540
		土・日・休日	16,970	22,620	27,770	67,370
多目	入場料を徴収し	平日	1,230	1,640	2,050	4,930

的研究 修集 会施 設	ないとき	土・日・ 休日	1,230	1,640	2,050	4,930
	営利目的以外で 入場料を徴収す るとき	平日	2,460	3,290	4,110	9,870
		土・日・ 休日	2,880	3,900	4,930	11,720
	営利目的で1,000 円未満の入場料 を徴収するとき	平日	3,290	4,420	5,550	13,260
		土・日・ 休日	3,900	5,240	6,580	15,730
	営利目的で1,000 円以上の入場料 を徴収するとき	平日	3,700	4,930	6,170	14,810
		土・日・ 休日	4,420	5,860	7,400	17,690
農産 加工 室	営利を目的とするもの以外		1時間当たり			300
	営利を目的とするもの		1時間当たり			610
	営利を目的として、農林産物の自給率向上、高付加価値商品の開発、共同加工をするもの		1時間当たり			300
健康 管理 室	営利を目的とするもの以外		1時間当たり			300
	営利を目的とするもの		1時間当たり			610
楽屋（1室）			300	410	510	1,230
控室（1室）			150	200	250	610
展示 ホー ル	入場料を徴収しないとき		1,230	1,640	2,050	4,930
	営利目的以外 で入場料を徴 収するとき	平日	2,460	3,290	4,110	9,870
		土・日・ 休日	2,880	3,900	4,930	11,720
	営利目的で 1,000円未満の 入場料を徴収 するとき	平日	3,290	4,420	5,550	13,260
		土・日・ 休日	3,900	5,240	6,580	15,730
	営利目的で 1,000円以上の 入場料を徴収 するとき	平日	3,700	4,930	6,170	14,810
		土・日・ 休日	4,420	5,860	7,400	17,690

備考

- 1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
- 2 入場料に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
- 3 コミュニティホール、多目的研修集会施設及び展示ホールの使用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するとき、商品の宣伝、展示、販売等営利を目的とするときその他これに類するときには、1,000円以上の入場料を徴収するときの使用料を徴収する。
- 4 専ら準備及び練習のため使用するとき（商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用するとき並びに当該準備及び練習のための使用に引き続き同一日内に使用するときを除く。）は、入場料を徴収しないときの使用料の30パーセントに相当する額とする。
- 5 午前及び午後の使用時間帯又は午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用する場合の使用料は、各使用時間帯の使用料の合計額とする。
- 6 使用時間帯を超過して使用する場合の使用料は、各使用区分に従い1時間（1時間未満は、1時間とする。以下同じ。）につき、次の各号に定める使用時間帯の使用料の30パーセントに相当する額とする。
 - (1) 午前9時以前の使用又は正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯
 - (2) 午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 8 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。
- 9 冷暖房装置を使用する場合は、次の使用料を加算する。
 - (1) コミュニティホール 1時間につき2,050円
 - (2) 多目的研修集会施設 1時間につき510円
 - (3) 農産加工室、健康管理室、楽屋、控室及び展示ホール 1時間につき100円

2 文化センター附属設備使用料

（単位：円）

区分	品名	単位	金額	備考
舞台関係備品	平台	1枚	100	
	金屏風	1双	2,050	

	指揮台	1台	200	
	指揮者用譜面台	1台	100	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	開き足	1台	50	
	箱足	1台	30	
	人形立	1本	30	
	めくり台	1台	100	
	演台・花台	一式	510	
	司会者台	1台	200	
照明関係備品	照明操作卓	一式	2,050	
	照明装置持込料	一式	2,050	
音響関係備品	音響及び拡声装置	一式	1,540	
	はねかえりスピーカー	一式	410	
	カセット式テープレコーダー	1台	510	
	レコードプレーヤー	一式	510	
	CDプレーヤー	一式	510	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	200	
	マイクロホン	1本	200	
	スタンド	1本	50	
	移動式音響設備	一式	1,020	
	音響装置持込料	一式	2,050	
その他	映写機16ミリ	1台	1,020	
	スクリーン	一式	510	
	映写機持込料	一式	2,050	
	ピアノ	1台	5,140	
	テレビ中継料	1回	5,140	
	ラジオ中継料	1回	2,050	
	録音録画料(放送以外)	1回	2,050	
	特殊電源使用料	1回	1,020	
	持込器具	1kw	200	
	椅子	1脚	30	
	折りたたみ机	1脚	50	
	移動式パネル	1台	50	

(延岡市北川老人福祉館条例の一部改正)

第43条 延岡市北川老人福祉館条例(平成19年条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に改める。

(延岡市北川多目的研修集会施設条例の一部改正)

第44条 延岡市北川多目的研修集会施設条例(平成19年条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「260円」を「270円」に改める。

(延岡市長井健康増進センター条例の一部改正)

第45条 延岡市長井健康増進センター条例(平成19年条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「520円」を「540円」に、「420円」を「430円」に改める。

(延岡市道の駅北川はゆま条例の一部改正)

第46条 延岡市道の駅北川はゆま条例(平成19年条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に改める。

(延岡市祝子川森林レクリエーション施設条例の一部改正)

第47条 延岡市祝子川森林レクリエーション施設条例(平成19年条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,000円」を「5,150円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「800円」を「820円」に改める。

(延岡市ホテルの里休暇村条例の一部改正)

第48条 延岡市ホテルの里休暇村条例(平成19年条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,250円」を「5,400円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「525円」を「540円」に、「315円」を「320円」に、「1,050円」を「1,080円」に改める。

(延岡市祝子川温泉美人の湯条例の一部改正)

第49条 延岡市祝子川温泉美人の湯条例(平成19年条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に改める。

(延岡市北川運動公園条例の一部改正)

第50条 延岡市北川運動公園条例（平成19年条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表の1 イベント広場中「1,250円」を「1,290円」に、「1,750円」を「1,800円」に、「2,500円」を「2,580円」に、「4,250円」を「4,380円」に、「630円」を「640円」に、「880円」を「900円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「5,000円」を「5,150円」に、「8,500円」を「8,750円」に、「520円」を「540円」に改め、同表の2 テニスコート中「300円」を「310円」に、「150円」を「160円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に改める。

（延岡市民協働まちづくりセンター条例の一部改正）

第51条 延岡市民協働まちづくりセンター条例（平成19年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,360円」を「1,400円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「840円」を「860円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「730円」を「750円」に、「940円」を「970円」に、「1,260円」を「1,290円」に改める。

別表第2中「500円」を「510円」に、「300円」を「310円」に改める。

（延岡市職業訓練支援センター条例の一部改正）

第52条 延岡市職業訓練支援センター条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「840円」を「860円」に、「1,150円」を「1,180円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「4,300円」を「4,420円」に、「4,830円」を「4,960円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「2,410円」を「2,480円」に、「2,830円」を「2,910円」に、「3,250円」を「3,340円」に、「1,470円」を「1,510円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「1,990円」を「2,050円」に、「2,310円」を「2,370円」に、「2,620円」を「2,700円」に、「1,780円」を「1,830円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

別表第2中「1,050円」を「1,080円」に、「470円」を「480円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（水道料金に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の延岡市水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成26年6月分として徴収する水道料金から適用し、同年5月以前の分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

(施設等の使用料又は利用料金に関する経過措置)

3 第2条、第4条から第9条まで、第11条から第15条まで、第18条、第19条、第24条から第48条まで及び第50条から第52条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、平成26年4月1日以後の使用許可申請に係る施設等の使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用許可申請に係る施設等の使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

4 第3条の規定による改正後の延岡市火災予防条例の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(道路占用料に関する経過措置)

5 第10条の規定による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成26年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(下水道使用料に関する経過措置)

6 第20条の規定による改正後の延岡市下水道条例第16条第1項の規定は、平成26年6月分として徴収する使用料から適用し、同年5月以前の分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第77号

延岡市税条例の一部を改正する条例の制定

延岡市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市税条例の一部を改正する条例

延岡市税条例（平成4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「その者に」の次に「第1項又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

第27条中「から第4項まで」を「又は第3項から第5項まで」に改める。

第28条第1項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第3項」に、「同条第6項若しくは第7項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める。

附則第7条第2項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第3項中「第3項」を「第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第5項第1号中「第26条第4項」を「第26条第5項」に改める。

附則第7条の2第2項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第3項中「第3項」を「第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第5項第1号中「第26条第4項」を「第26条第5項」に改める。

附則第7条の3第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

附則第29条の2第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

附則第29条の6第4項中「又は第3項」を「又は第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第6項中「第26条第4項」を「第26条第5項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第30条第2項中「第3項」を「第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第3項中「第3項」を「第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第5項中「第26条第4項」を「第26条第5項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第30条の3第1項中「又は第3項」を「又は第4項」に、「同条第4項」

を「同条第5項」に改め、同条第3項中「第26条第4項」を「第26条第5項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第30条の5第2項中「第26条第3項」を「第26条第4項」に、「第2項」を「第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附則第31条第2項中「附則第41条第11項第1号」を「附則第41条第10項第1号」に、「附則第41条第11項」を「附則第41条第10項」に改める。

附則第31条の2中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。

附則第32条第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条、附則第31条第2項及び第31条の2の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第78号

延岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定

延岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（規則で定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ規則で定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（規則で定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ規則で定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第79号

延岡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定

延岡市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市営住宅条例の一部を改正する条例

延岡市営住宅条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この号において「支援法」という。）」に改め、「含む。）」の次に「又は支援法第15条第1項に規定する配偶者支援金の支給」を加え、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「第31号」の次に「。第9条第3項において「配偶者暴力防止法」という。」を、「被害者」の次に「又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を、「第3条第3項第3号」の次に「（同法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第5条」の次に「（同法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第10条第1項」の次に「（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第9条第3項中「のうち、」の次に「配偶者のない者若しくは配偶者のない者に準ずる者として次の各号のいずれかに該当するものであって」を加え、「寡婦」を「もの」に改め、「配偶者」の次に「若しくは配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手」を加え、同項に次の3号を加える。

- (1) 配偶者の生死が明らかでない者
- (2) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (3) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

別表一ケ岡Aの項中「478」を「434」に改め、同表城の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第2号オの改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

議案第80号

延岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定

延岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

延岡市企業立地促進条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「対し」の次に「、第5条から第7条までに定めるところにより」を加え、「ものとし、第7号に掲げる奨励等の措置は、第7条に定めるところにより行う」を削る。

第4条の2第1項中「前2条」を「第3条」に改め、「措置は」の次に「、前条第1項の規定にかかわらず」を加える。

第6条第1項中「限る。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第6条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項中「指定事業者」を「第1項中「を営む者」に、「特殊関係者」を「に係る特殊関係者」に、「特殊関係者以外」を「前項中「特殊関係者以外」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「指定事業者が指定工場等の用に供するため取得した」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

用地取得助成金は、指定工場等（事業開始に伴い新たに常時雇用される従業員の数が5人以上であるものに限る。）を営む者が当該指定工場等の用に供するための土地を取得した場合に交付する。

第7条第1項中「指定工場等（」の次に「事業開始に伴い」を加える。

別表第1項及び第2項中「3億円」を「1億5,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の延岡市企業立地促進条例の規定は、平成26年4月1日以後に事業を開始した工場、試験研究施設、観光施設、流通関連施設及び情報サービス施設（以下「工場等」という。）について適用し、同日前に事業を開始した工場等については、なお従前の例による。

議案第81号

延岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定

延岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

延岡市老人デイサービスセンター条例（平成4年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表延岡市曾木デイサービスセンターの項中「及び土曜日」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第82号

延岡市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定

延岡市社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市社会教育委員条例の一部を改正する条例

延岡市社会教育委員条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条中「11人」を「11人以内」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第83号

市道の路線認定

市道の路線を別紙のとおり認定します。

平成26年2月25日提出


延岡市長 首藤正治


市道認定路線一覧表

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2637	大武17号線	大武町	大武町
		大武町	
6674	伊形43号線	伊形町	伊形町
		伊形町	
K815	東山1号線	北方町下鹿川	北方町下鹿川
		北方町下鹿川	

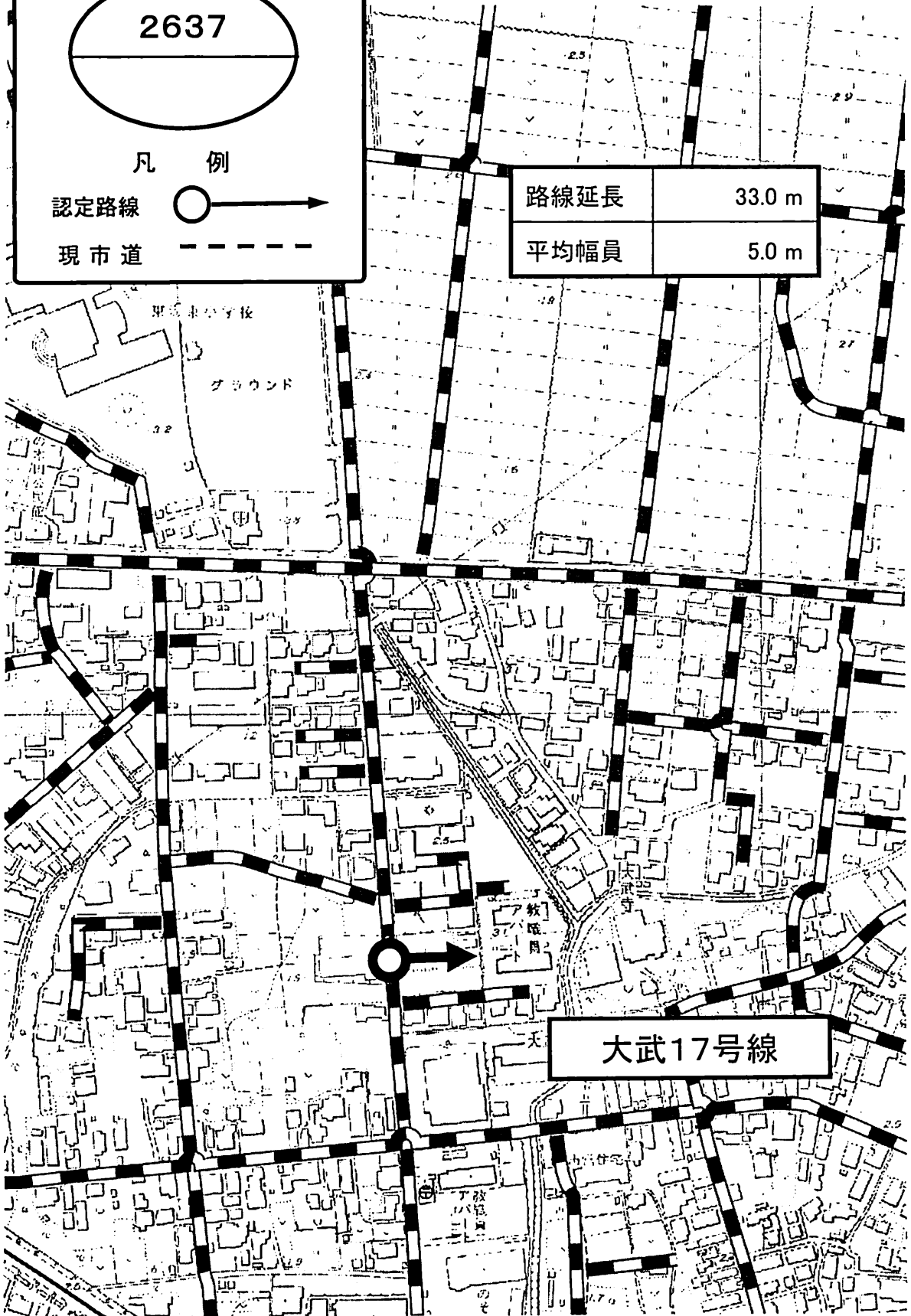
2637

凡 例

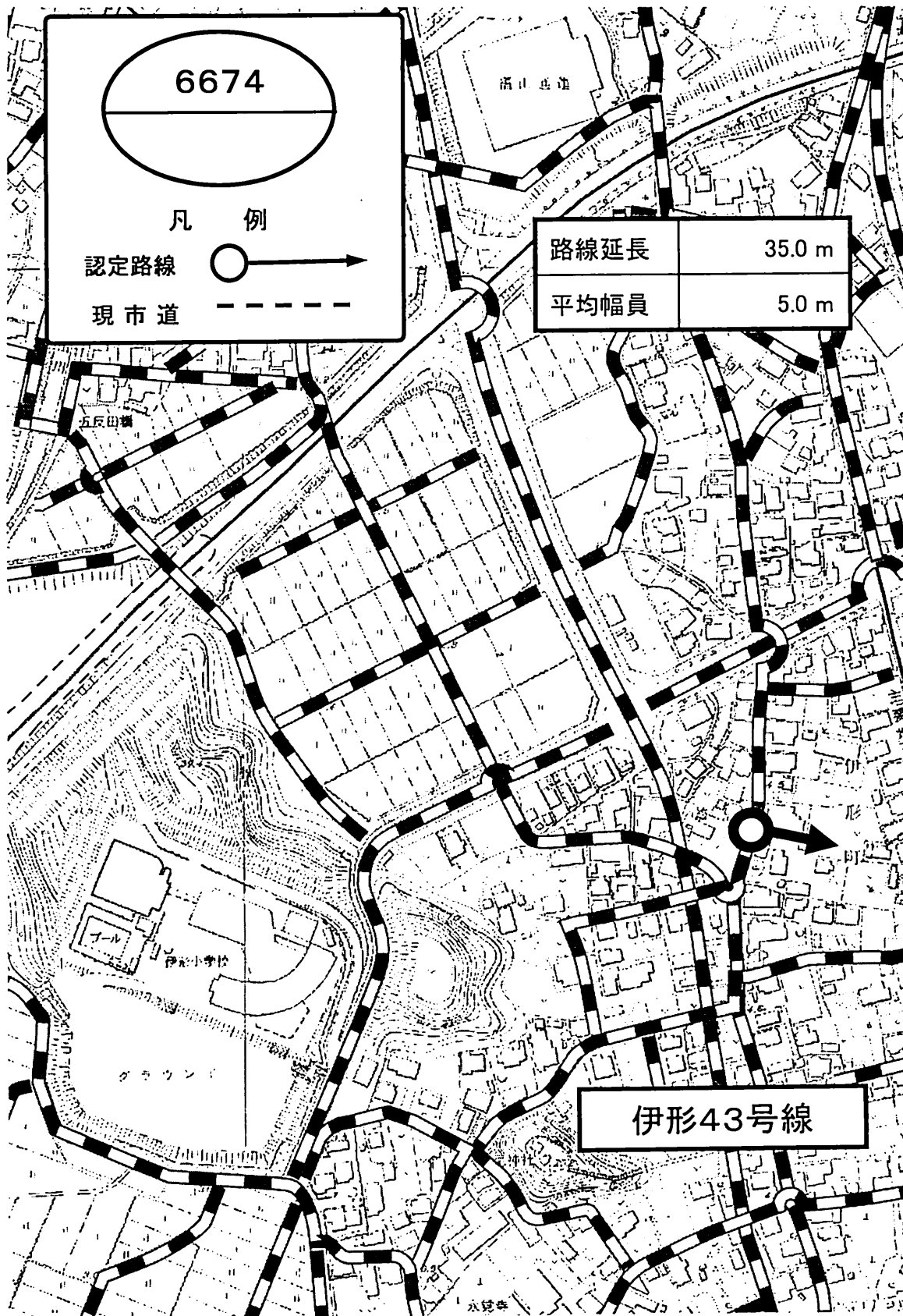
認定路線 

現市道 

路線延長	33.0 m
平均幅員	5.0 m





大武17号線



K815

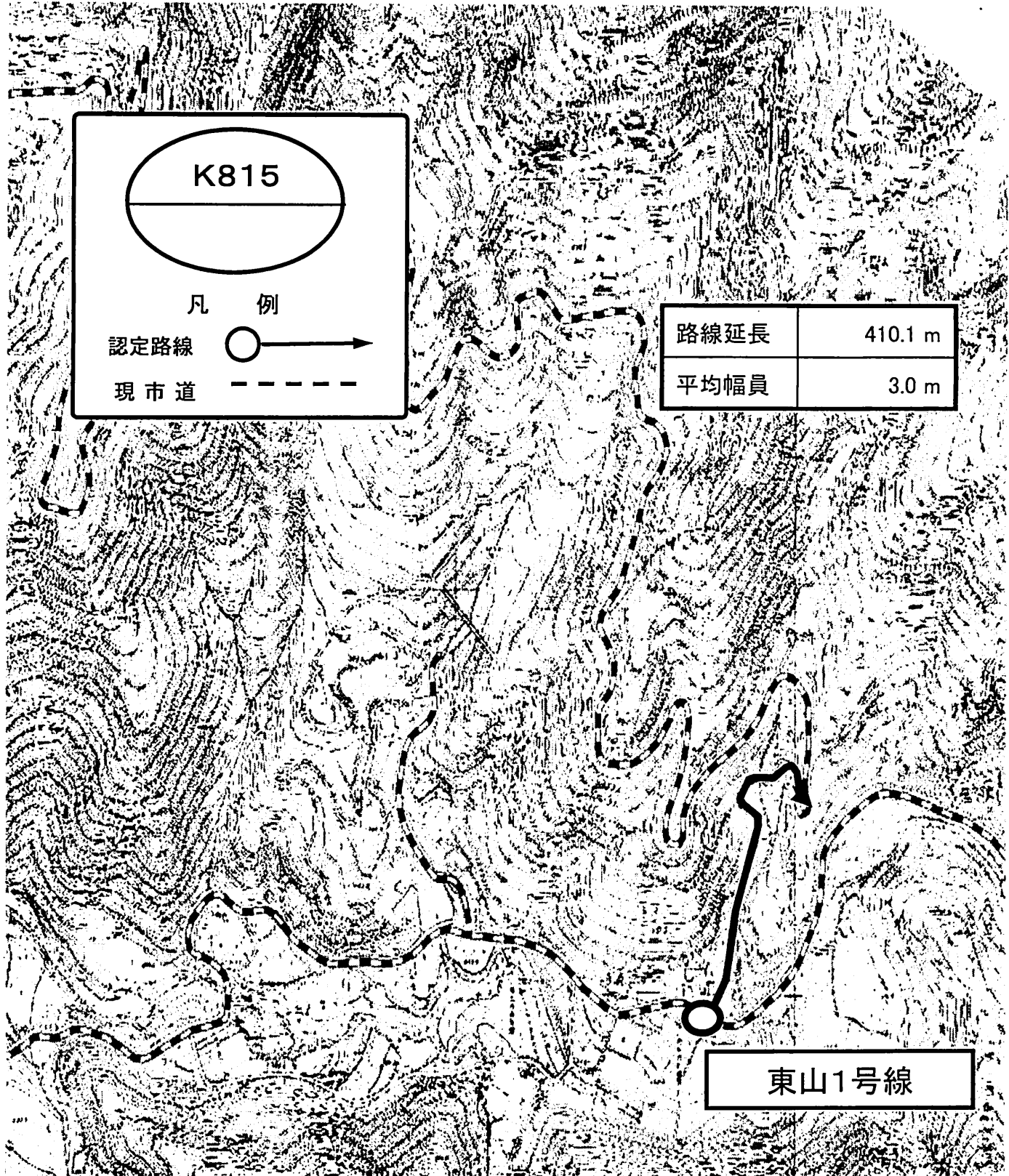
凡 例

認定路線 

現市道 

路線延長	410.1 m
平均幅員	3.0 m

東山1号線



議案第84号

平成25年度延岡市下水道事業会計資本剰余金の処分

平成25年度延岡市下水道事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産(取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分)の撤去により発生する下記の損失を補填するため、補助金等を源泉とする資本剰余金58,333,934円を上限として処分します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

記

工事名	主な撤去設備	取得価額 (帳簿原価)	処分予定額 (国庫補助金等)
別府汚水中継ポンプ場 破砕機更新工事	除塵設備	17,963,252	8,592,598
西階汚水中継ポンプ場 沈砂池設備更新工事	除塵設備	1,030,971	911,850
祝子污水处理施設解体 工事	建物(RC造) 反応槽 除塵設備 ポンプ設備 散気設備 低圧制御盤	86,536,604	48,829,486
計		105,530,827	58,333,934

議案第85号

専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めます。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

次の事件については、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成26年2月10日

延岡市長 首藤正治

記

和解及び損害賠償の額の決定

平成25年12月9日午後9時30分から翌午前7時00分までの間に延岡市野田三丁目4番地6において発生した事故に関し、下記のとおり損害賠償額を定め、相手方との間で和解を成立させます。

1 相手方

延岡市野田三丁目3番地1 佐藤直

2 損害賠償額

1,190,882円

3 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として総額金1,190,882円（休車損料62,475円を含む。）の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、前項に定める損害賠償額については直接相手方に支払うものとする。

- (3) 相手方と本市は、本件事故に関し、前2項に定めるほかには何ら債権債務がないことを相互に確認する。

4 事故の概要

野田公民館敷地内に設置されている延岡市消防団第2支団第43部のホース乾燥塔に乾燥中の消防用ホース2本が、強風により固定していたロープから外れ、ホースの金具が駐車場に駐車していた相手方の車両に衝突し、同車両を損傷したものの。

報告第22号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年2月25日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年2月10日

延岡市長 首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市北川町川内名7055番地1 株式会社 Fonte
損害賠償額	18,480円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年11月29日 午後4時頃
事故発生場所	延岡市北川町川内名7055番地1地先
事故の概況	本市職員が除草作業で刈払機を使用していた際、石を跳ね、現場に隣接する事業所に駐車していた相手方の所有する車両の左後部窓ガラスを損傷したものの。

平成26年3月定例市議会議案集（その4）

（平成26年3月7日提出）

議案第93号 延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定

議案第93号

延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定

延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年3月7日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例

延岡市一般職職員給与条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から同年6月30日まで」に、「附則第30項」を「附則第29項」に、「臨時的任用職員」を「再任用職員、臨時的任用職員」に改め、「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「当該職員が属する次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合（附則第28項において「支給減額率」という。）」を「100分の2.3」に改め、同項各号を削る。

附則第28項中「当該職員の支給減額率」を「100分の2.3」に改める。

附則第30項を削り、附則第31項を附則第30項とする。

附則第32項中「次の各号に掲げる職員に係る給与から減ずる額については、当該各号に定める規定にかかわらず」を「附則第22項の規定の適用を受ける職員にあっては同項各号、附則第24項及び第25項の、附則第26項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定にかかわらず、それぞれの職員に係る給与から減ずる額について」に改め、同項各号を削り、同項を附則第31項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（延岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 延岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項（見出しを含む。）中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から同年6月30日まで」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から同年6月30日まで」に改める。

（延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

4 延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第11項（見出しを含む。）中「平成25年4月1日から平成26年3月31

日まで」を「平成26年4月1日から同年6月30日まで」に改める。

平成26年 2月臨時市議会議案集

(平成26年 2月 7日提出)

議案第68号 延岡市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

議案第68号

延岡市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

延岡市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年2月7日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

延岡市長の給料の特例に関する条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成26年2月5日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年2月6日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に市長の職にある者に対して支給する手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、改正後の延岡市長の給料の特例に関する条例本則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年3月定例市議会議案集（その2）

（平成26年2月25日提出）

議案第86号 副市長の選任

議案第86号

副市長の選任

下記の者を副市長に選任します。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

延岡市長 首 藤 正 治

記

延岡市柚木町590番地

杉 本 隆 晴